

○内閣府令第二十六号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十九条第五項の規定に基づき、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十一年四月二十六日

内閣総理大臣臨時代理

国务大臣 菅 義偉

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(護衛第一課)</p> <p>第二百六条 護衛第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 天皇、皇后及び皇子の護衛に関する事務。</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(護衛第二課)</p> <p>第二百七条 護衛第二課においては、皇太子その他の内廷にある皇族(皇后及び皇子を除く。)の護衛に関する事務をつかさどる。</p> <p>附則</p> <p>〔1～5 略〕</p> <p>6 上皇及び上皇后に関しては、第二百二十三条第二号及び第二百二十九条に規定する事項については、皇族の例による。</p> <p>7 第二百二十五条の規定にかかわらず、護衛部に、上皇護衛課を置く。</p> <p>8 上皇護衛課においては、上皇及び上皇后の護衛に関する事務をつかさどる。</p> <p>9 附則第七項の規定により上皇護衛課が置かれている間、第二百二十七条の規定の適用については、「皇太子その他の内廷にある皇族」とあるのは「皇族」とする。この場合においては、護衛第三課を置かないものとする。</p>	<p>(護衛第一課)</p> <p>第二百六条 護衛第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 天皇及び皇后の護衛に関する事務。</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(護衛第二課)</p> <p>第二百七条 護衛第二課においては、皇太子その他の内廷にある皇族(皇后を除く。)の護衛に関する事務をつかさどる。</p> <p>附則</p> <p>〔1～5 同上〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p> <p>〔項を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日（平成三十一年四月三十日）の翌日から施行する。